平成３０年度　第１回大阪府消費者保護審議会　議事録

■日　　時　　平成３０年９月１０日（月）午後３時から

■場　　所　　日本赤十字社大阪府支部　４０１会議室

■出席委員　　池田委員、石川委員、千葉委員、藤本委員、薬袋委員、若林委員、

大森委員、岡本委員、高比良委員、中浜委員、中村委員、山本委員、

古株委員、湯谷委員、吉田委員

（計15名）

■会議内容

○事務局　時間となりましたので、ただいまより平成30年度第１回大阪府消費者保護審議会を開催いたします。

○事務局より配付資料の確認

○事務局

それでは、会議の成立についてご報告させていただきます。

　本審議会の委員総数は17名でございます。本日は14名の委員の皆様にご出席いただいており、大阪府消費者保護審議会規則第４条第２項の規定によります２分の１以上にご出席いただいておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。出席委員及び事務局につきましては、配席図をお渡ししております。これをもってご紹介に代えさせていただきます。それから、鈴木委員、原田委員につきましては、ご都合により本日はご欠席となっております。また、石川委員につきましては、少し遅れて参加される旨聞いております。次に事業者代表の委員３名について変更がございますのでお知らせいたします。まず、内田元委員に代わりまして、日本チェーンストア協会関西支部事務局次長、古株 徹委員。それから、大石元委員に代わりまして、大阪商工会議所・流通サービス産業部次長、湯谷 康文委員。次に、金谷元委員に代わりまして、公益社団法人・消費者関連専門家会議 西日本支部 執行委員、吉田 孝行委員。以上の３名の方について変更がございまして、新しく加わっていただきます。

〇事務局

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。これからの議事につきましては、池田会長にお願いしたいと思います。池田会長、よろしくお願いいたします。

〇池田会長

会長の池田でございます。皆様方、前回から今回までの間に台風２１号という非常に厳しい状況の中、たぶん相当な被害等々遭われたことかと思いますが、まずは心よりお見舞い申し上げます。また本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、心から厚く御礼申し上げたいと思います。それでは、着座の上議事を進めさせていただきたく思います。先程、事務局から委員の変更について紹介等がございました。そこでまずは議題に入らせていただく前に、前委員が所属しておられました部会のメンバー構成につきまして、改めてこちらの方から指名をさせていただきたく思います。お手元に委員名簿があるかと思いますが、その委員名簿の方をご覧いただければというふうに思います。で、２つございます、消費生活苦情審査委員会委員とそれから、自主行動基準検討部会委員ということでございます。既に、名前を新委員で入れさせていただいておりますけれども、まずは消費生活苦情審査委員につきましては、これまで大阪商工会議所より推薦いただいております大石委員が就任しておられましたので同様にあて職という様なことも含めて継続してということで引き続き湯谷委員にお願いしたいということで、どうぞよろしくお願い致します。

それから、今ひとつですが自主行動基準検討部会委員でございますけれども、これは従前、公益社団法人消費者関連専門家会議よりご推薦の金谷委員が就任されておられました。この関係で、継続性等の問題がありまして吉田委員にお願いしたいということでございます。どうぞよろしくお願い致します。

この２つの委員会と検討部会ですけれども、ちょうど議題２で話題になってくるかと思いますので、その時にじっくりご説明させていただくことにしたいと思います。それでは、お手元の議題の（１）でございますが、大阪府消費者教育推進地域協議会の設置についてということで、ご案内をさせていただきたいと思います。お手元の資料の１－１、１－２が関係すると承知しておりますが、まずは事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくどうぞ。

〇事務局

それでは、消費者教育推進地域協議会の設置についてご説明させていただきます。まず、この協議会の設置根拠なんですが、消費者教育の推進に関する法律の第２０条に規定がございまして、努力義務という形で設置が定められております。それから、本日資料でお渡ししております資料１－１大阪府消費者教育推進地域協議会設置要綱（案）、こちらのこの２つが大阪府の協議会の設置根拠という形になります。次に協議会の事務ですが、消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進に関して、協議会の構成員相互の情報交換及び調整を行うこと、大阪府消費者教育推進計画につきましては、大阪府の消費者基本計画の基本目標３、消費者教育に関する計画的な施策の推進が該当いたしますが、この計画の変更等に関して意見を述べること、協議会の組織及び運営について必要な事項を定めること、これが協議会の事務となっております。協議会の構成ですが資料１－１の要綱案の第３条をご覧ください。

協議会の委員は、「大阪府消費者保護審議会の委員がこれを兼ねる」としております。大阪府消費者保護審議会は、消費者団体、事業者団体、消費者教育の専門家を含む学識経験者により構成しております。府では、知事の附属機関として昭和４６年に大阪府消費者保護審議会を設置いたしました。そして、消費者教育についても意見をお聞きして消費者施策を推進してきたところでございます。また、消費者基本計画の一部として、消費者教育推進計画を定めておりますが、この計画策定にあたり審議会から意見聴取をしております。今後この計画の改定等に際して、審議会及び協議会の構成が同じであることで、意見聴取の一本化が可能となると考えております。

次に資料の１－２、消費者行政推進本部会議設置要綱の、３枚ございますが３枚目のいちばん最後のページをご覧ください。こちらには、消費者行政推進本部会議幹事会の構成員を別表２という所に書いてございます。そして、この幹事会の構成員に、教育振興室の高等学校課と同じく支援教育課を追加致しました。消費者保護審議会では、従来から事務局である消費生活センターに加え、必要に応じて消費者行政推進本部会議幹事会の構成員が出席しております。現在、消費者教育、教育に関する部分では教育庁では、教育総務企画課が幹事会の構成員でありますが、協議会において、消費者教育に関する意見を広く聞き、議論を深めるため、教育庁と調整し、新たに二課を追加いたしました。事務局の説明は以上でございます。

〇池田会長

只今、事務局より説明いただいたところでございます。改めて説明のポイントを繰り返しますと、先程の資料１－１で第３条について、ご説明いただいたところもある訳ですが、本審議会を消費者教育推進地域協議会として位置付けるという方向で、委員の皆様方のご了解がいただけないものかというのが、設置要綱案に基づいた説明でございます。既にご存知の委員も多々おられるところかと思いますけれども、他の自治体でも同様の取り扱いをしているという様な所があります。それから、これまでの様々な経緯、色んな所を勘案して、まずはこういう形でのスタートという事でお願いできないかという提案でございます。本日、皆様方のほうでご了解をいただきましたら本日付で要綱を執行するという流れと承知をしております。つきましては、この件について、ご意見或いはご質問がございましたら、特にご質問、ご意見、分けてということはいたしませんので、折角の機会ですので、ご指摘いただくところがありましたらよろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。

〇薬袋委員

委員の薬袋でございます。座らせて発言させていただきます。本日お配りしていただいてる中に、二枚物で消費者教育推進地域協議会の設置等を求める意見書というのが大阪弁護士会から出されている物で、配付していただくことになりました。今回の大阪府消費者教育推進地域協議会を設置されるということで、非常に良いことなので、この意見書にもありますように、私も賛成させていただきたいと思っております。ただ、ちょっとこの意見書の最後の方にですね、最後のページに結語という所があるのですが、その上の所に、その他の取り組みということで、この意見書を出すにあたって弁護士会の内部で、各都道府県の消費者教育推進地域協議会に関する扱いなどを検討させていただきました。独立の審議会を持っておられる所もあったので、消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に推進し、更に構成員相互間の情報交換・調整を行うということであれば、この消費者保護審議会は、扱う議題も多数ありましたことから、独立でも良いのかなという様なことも考えておったのですが、消費者教育推進計画が先程お話にもありましたように、消費者基本計画の中に入っているということで、一本化するということで、独立の審議会でないということも充分理由があることだというふうには認識はしております。ですが、部会を設置するなどして、充分な意見交換とか或いは調整とかが出来る様にしていただきたいなというふうには思っております。その旨が、この（３）の所に書いてあるのですが、直ちに部会を設置するのはまだ難しいと思いますので、今後の検討課題にしていただくのが良いかなというふうに思っております。後はですね、色々な構成メンバーの方の意見を広く聞くほうが良いかなということで、専門委員、あの本日配付されております当審議会の設置に関する規則がありますが、専門委員などを選任していただいたり或いはそうではなくとも、懇談会など或いはヒアリングなどを広く行っていただく形で、総合的、体系的かつ効果的な情報交換・調整などをしていただけたら良いと思います。後なんですが、ちょっと長くなってすいませんが、非常に重要なことだと思いますので、今年の６月に成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられる民法の改正の法案が成立しました。４年後には全ての高校生が、３年生になってその１年以内に成人していくということになっていきます。そこで、政府の方では関係省庁・関係局長連絡会議などが設置されて、アクションプログラムというものを設置して、全国挙げて若者への消費者教育を推し進めていこうとされておられるところです。アクションプログラムというものが策定されているのですが、３年以内に全高校のクラスで消費者教育の授業をしようという計画になっておりまして、それが目標になっておりまして、大阪府では、高校が２５７校、平成２８年ですが国立が１校、公立が１６１校、私立が９５校、２３万人以上の高校生の方がおられます。本日先程、消費者行政推進本部会議設置要綱の構成メンバーの方のご紹介がありましたが、私学の関係の方が入っておられなかったりするので、出来ましたら私学の関係の方の意見がスムーズに消費者教育の中で情報交換出来ればよいなというふうに思ったりしております。また、アクションプログラムでは、相談員の方や弁護士・司法書士の方などを、外部の方を活用して消費者教育を推進していこうということがうたわれておりますので、消費者団体の方も含めて或いは事業者の方も含めまして、積極的に消費者教育推進地域協議会の施策の調整などにあたって、意見調整などをしていただければなと思っております。最後になんですが、イメージマップが先程配られたと思いますが、高校以外にも中・小いわゆる公教育では、市町村の役割が非常に大きくなりますので、そことの調整なども、協議会では出来ないかもしれないんですが、フォローする様な形でやっていただいたり、先程、所長様からお話があったように、高齢者等の被害については、社会教育も重要になりますので、そういう社会教育の関連の部署の方にも色々とご発言とか意見調整など施策の調整などをしていただけるようになれば良いかなというふうに願っております。結論から申しますと、この設置については大賛成ということで、更に今後それを充実させる様に色々施策を工夫していただけたらと思います。長くなってすいません、以上です。

〇池田会長

薬袋委員、どうもありがとうございます。今、今後を充実する方向でのご提案等がありましたが、事務局の方で何かございますか。

〇事務局

貴重なご意見をいただきありがとうございます。我々の方として、府内における消費者教育、啓発、これがどんどん進んでいってですね、消費者被害・トラブルも減っていくということに繋がる様な取り組みを進めていきたいなと。ご承知の通り、４７都道府県の中ではですね、私ども大阪府のみが最後まで設置出来ていないという状況になっておりまして、これをかねてから消費者保護審議会或いは議会等の答弁でも、この審議会自身が非常に重要な役割を担っているということの中で、構成メンバーについても、ほぼ似通った状況になるので、この審議会を活用してというふうなことで、一定の整理をしてきたつもりですが、やはり国の方が地方消費者行政強化作戦の中で、都道府県では私共だけ未設置で、政令市でも２市だけが設置出来ていないというふうな状況の中で、府の方での設置を促されたというふうなこともございまして、今般こういう形で審議会の委員の皆さんが兼ねるという形ではございますけれども、設置にこぎつけていきたいなということで、今日お諮りをさせていただいたということでございます。そういうことで、まずはこの協議会の立ち上げということが最優先でございまして、ですけれども作っていただいた以上は、そこでの情報交換或いはそれを踏まえての、それぞれの大阪府を含めてですけれども、そういう消費者教育をいかにこの府内で効果的に進めていくかというふうな所での意見交換、こういったものを進めていっていただきたいなと，それに追随する形でですね、今回の推進本部会議の中では、高等学校課と支援教育課、私学課というのもお話にございましたけれども、我々の今の現状では、府として保有している直轄校、ここの所からスタートさせていただくということで、教育庁との調整も行われましたので、調査結果でもそういうことになりましたので、こういう形で進めさせていただいて、今後、審議会の中で消費者教育の色んな情報交換など機能していく中で、更にこういった手法の方がいいなと、今お示しいただいた様な部会の設置でありますとか、専門委員の起用、こういったことは審議会そのものの役割を果たしていく上で、そういった物に必要性に応じて、結果的に選ばれた方々についても、活用していく様なことになろうかと思いますけれども、まずはこの審議会を、この協議会でということでスタートをさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

〇大森委員

大森でございます。私のですね、法律に基づいて協議会が作られるということで、そのこと自身は支持をしたいと考えます。私ここの場の中では、形だけ整えても意味がないんじゃないでしょうかというご指摘をさせていただいてきたというふうに思っておりまして、これをもって議論の場が実質的にやはり広げるということにしていただきたいなと思っています。議論の場を広げるという時には、一つは審議する時間を今まで以上に確保していただく様に考えていきたいなということが一点とその議論に参加するメンバーのところも広げていくということがあるのだろうと思ってます。特に消費者教育ということですので、教育の対象となる当事者の皆さん自身にも意見を聞ける様なところまでいかないものかなという様なことも考えたり致します。高校生であったり、或いは大学生ということになりますし、或いは高齢者、障がい者の方というのが直接の当事者ということでしょうし、或いはそこの教育に携わるということでいくと、教育現場の皆さん或いは福祉関係者の皆さん、そういう皆さんに委員になってもらうのかどうか色々あるかと思いますけれども、まあそこまでいかなくても、例えばヒアリングの場を作るなりしてですね、実質的に充実した議論が出来る様に工夫をしていければなということを思っています。合わせてですね、今の消費者基本計画、この消費者教育の推進計画も含めて、来年度が最終年度ということになりますので、最終年度ということはその計画の改定議論をしないといけない年ということですので、より一層そういう工夫もしながら充実した改定にも繋がっていく様な審議の場を作っていただきたいというふうに考えます。以上です。

〇池田会長

ありがとうございます。貴重なご意見をいただいたかと思います。次に千葉委員お願いします。

〇千葉委員

千葉でございます。私、国の消費者教育推進会議の委員をしておりまして、先程センター所長の方からご説明がありました様に、大阪府だけが日本の中でこの協議会がないということでありまして、地域に帰ったら必ず設置する様に頑張って下さいというふうに言われておりまして、その意味でもまず一言、作っていただくという主張があるというふうに思うんですが、ただ先程２人の委員の先生方からもご指摘がありました様に、ただ作っても意味はないということがありまして、やはり作る以上はちゃんと結果を残すという必要があると思いますので、その点について少しお話をさせていただきたいと思うんですが、既に、県レベルの単位でこの協議会が既に出来ている所がほとんどでありまして、その上で先程、薬袋先生の方からもお話がありましたけれども、今、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられるということで、３年以内というのは、要するに法律の施行日に合わせて、現在その時点で18歳になる人を想定した上でですね、３年以内に若年者教育をしてですね、被害を出来るだけ起こさない様にしようという取り組みをしようというのが、全体の計画でありまして、政府の方は省庁合同でアクションプログラムを提示しておりまして、この若年者のところについては、この協議会の他に、県の教育委員会と教員養成課程がある大学で、実際に教員を輩出している大学の間で、既に去年から設置が決められた会議が更にありまして、その中で協議をしなさいということまで書いてあるわけです。つまり、周回遅れになっておりまして、そもそもこの協議会があって次の段階に、既にアクションプログラムでは進んでおりますので、ぜひ迅速な対応をしていただきたいと。そうじゃないと、３年以内に成人になった人が、だいたい成人になった時に、消費者被害が発生するっていうのが、これまで経験的にわかっていることですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで先程、府の教育委員会レベルと大学の間で協議をしろというのは、どういうことかといいますと、実は先程から、学校で一生懸命消費者教育をして下さいと言うんですけれども、教育をする人が、消費者問題について知らないとか研修機会がないっていう人が圧倒的で、教員研修自体が出来ていないという問題があります。それは大学のほうで、教員養成課程でですね、消費者教育がされているといっても、例えば社会、公民といったところでは、あまり多くはないとかですね、そういった問題もありますし、それから実際に教員になっている方で古手の方は消費者問題なんて、大学で学んだこともないという状態になりますので、実は効果的にやるためには、教員自体を研修しなきゃならなくて、そのためには教員研修、それからその前の教員養成課程で消費者問題を教える所の充実ということが必要なので、県で教育委員会と大学の間でよく協議をしてですね、実質、教育が出来る状態にして下さいという話になっています。従って話を戻しますと、まずこの協議会の所を設置したとしても、分科会を作ってですね、直ちに教育現場の所でどうしたらいいかという専門委員を選出して取り掛からないと、物凄く遅れておりますので、それぞれ冊子を作ったり色んなことをやってらっしゃるのは分かるんですけど、組織的に今のような体制作りをするためには、かなり急がなくてはいけないということがありますので、その点も併せて是非進めていただければありがたいというふうに思います。以上です。

〇池田会長

ありがとうございます。関連して、その他の委員から何かご意見等ございましたら、なければ事務局のほうで何か、特に千葉委員がご指摘いただいた所について…。

〇事務局

千葉委員のご指摘も含めて、協議会を設置して色んな事が出来れば勿論いいんですけれども、まず、私共これを立ち上げるということの中で、審議会としてまずお集まりいただいた方々と相互のそれぞれの、例えば消費者団体・事業者団体・消費者教育に関する学識経験をお持ちの先生方の中で情報交換をしていただいて、その上で、どういう形でそれぞれの取り組みを相互にリンクさせて進めていけるのかという所からまずスタートしていただけたらなと。当然審議会の委員の皆さんに兼ねていただくわけですから、審議会の時に協議会を開くということになろうかと思いますけれども、その日程の関係もございますので、なかなか頻繁にということは難しいとは思いますけれども、まずはスタートさせていただいて、現場の意見というお話もございましたけれども、一足飛びに、そういう生徒であるとか学生であるとか、そういったところになるとなかなか現実には難しい状況もございますので、我々推進本部会議の中で、高等学校であれば、状況については、間接的に把握をして教育庁の職員に入っていただいて、今後、審議会の場でまずは委員の皆様方の色んなご質問・ご意見に対してお答えさせていただく中でじゃあ次のステップとして、どういうことをやっていくことが必要なのかというようなところについて進めていくというふうにさせていただければと思っております。

〇千葉委員

私の説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、現場というのは生徒の意見を聞けとか、教えている先生の意見を聞けという意味ではなくて、今、この審議会のメンバー、構成を見ますと、基本、消費者団体・事業者団体それから学識経験者の団体になっているんですけれども、特に若年のとこは急いでいるという状態の中で、どこが今構成メンバーで足りないのかと言いますと、実は例えば、高校の先生・校長先生ですね、こういうレベルの委員が入っていないと、実践的なプログラムというのを早い時期に立ち上げることが出来ないわけです。つまり、教育現場という意味はそういう意味でありまして、普通、教育推進会議の中で個人メンバーとして考えられるのは、小中高の学校長ですね、ここは入ってないといけない。勿論、大学のほうは大学の教員を教えている先生が、今既に委員としていらっしゃいますので、ここを補充しないといけないということを申し上げている訳です。

〇池田会長

ありがとうございました。我々が今後目指すべき方向について、かなり充実したご意見をいただいたというふうに理解します。本日こういう形で設置案が出まして、基本的には皆さんこれからスタートさせたいということについては、ご了解はいただけたのではないかと思いますが、それでよろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、今後色々と深めていくというところも込めて、本日より、当大阪府消費者保護審議会、これを大阪府消費者教育推進地域協議会に位置付けるということといたしたく思います。どうかよろしくお願いいたします。事務局の方、何かこの点で付け加える所はございますか。

〇事務局

特にございませんけれども、今、千葉委員のほうからの補足のご説明いただきまして、我々の方も成年年齢引き下げ問題についてはですね、後ほどまた施策の実施の状況についてご説明をしていく中で、決めさせていただきますけれども、もちろん小中高と各段階での消費者教育、啓発ということの重要性も勿論ですけれども、特に高校の最後の段階ですね、そこの所で消費者教育の取り組みをきちっとやっていかないといけないという中で、我々は教育庁とも連携を取らせていただいて、28年度に教材を作成し、これを活用して府内の公立のみならず、先程、薬袋委員もご説明されましたけれども、国公私立、全ての高等学校に周知をして、その中でも特に先導的にこの教材を使ってやっていこうというふうな学校長がおられれば、そこをモデル校に指定して、そこの先行の色んな蓄積をですね、29年度と今年度も含めて、こういう形で各高等学校等のメンバーでですね、成年年齢引き下げも踏まえて教育を推進しておられるというようなことで、それ以外のこの方向での教育の推進につながるようなことを取り組んでいきたいなと思っており、進めている所でございます。

〇池田会長

ありがとうございます。府の消費生活センターとして、既に様々なことを消費者施策の具体的な展開について進めておられる中で、先程たぶん紹介が少し薄かったかなと思いますが、繰り返しますけども、お手元の資料の一番後ろぐらいですか、消費者教育研究の１８９号の所に記事を書いていただいている所でございますけれども、高校生向け消費者教育教材が内閣府特命担当大臣賞を受賞されているということで、実際、私も拝見しておりますが、ほんとにしっかり対応いただいているという感触はもっております。今後、先程貴重なご意見を賜りましたので、これからの消費者教育推進地域協議会、これをいかに実質化していくかということになろうかと思いますが、まずは本日スタートアップさせていただいたということで。

〇薬袋委員

ちょっと質問なんですけれど、大阪府消費者行政推進本部会議設置要綱、本日お配りいただいているんですが、消費者保護審議会のほうで推進協議会を兼ねるということになりますと、この推進本部会議の皆様がこの地域協議会のほうに参加されるというご主旨なんでしょうか。あの、事務局サイドとして…。

〇事務局

事務局サイドとしましても、大阪府消費者行政推進本部会議というもの、消費者行政というのは消費生活センターだけでやっているものではないので、全庁的な取り組みを進めていくということで、この会議を設置しておりますので、普段、審議会に関係ない所でも勿論会議を開いてやっているところはあるんですが、審議会そして協議会の場でやはり特に消費者教育に関するご質問等があった時に、現状どうなのかというお問い合わせに対して答えられるように当然、参加させていただくという形で運営していきます。

〇薬袋委員

ありがとうございます。せっかく今日たぶん、高等学校課とか支援教育課の事務方の方も来ておられると思うんですが、その方々がどう思っておられるのかっていうのが、今、協議会が設置されたという認識で、ちょっとお話とか一言いただけたら非常にありがたいなと思ったんですが、無理ですかね。

〇事務局

ご意見に対してお答えするということで参加させていただいておりますので、教育庁のほうにマイクをまわします。

〇高等学校課

高等学校課です。大阪府消費者教育推進地域協議会について、今すぐにお答え出来ることはないんですけども、教育関連でいいますと、来年度からといいますか、昨年度の３月に学習指導要領の改訂の公示がありまして、実際に実施されるのは平成３４年、２０２２年度からになるんですけれども、消費者教育に関しましては、移行措置という措置がとられておりまして、来年度から消費者教育の特に契約の重要性であったり、消費者保護機関があるんですよというところの教育内容につきましては、来年度から実施しなければならないということになっておりますので、まずは教育庁といたしましても、そこの部分を来年度しっかり現場で教えられる様に説明会等を開きまして、もう既に開いているんですけれども、家庭科であったり公民の教員に対して積極的に周知しているというスタンスです。すいません、答えになってるかどうか…。

〇教育総務企画課

教育総務企画課です。よろしくお願いいたします。委員より話のありました、今回小中学校課は来ていないですが、これまでも教育総務企画課より参加させていただいておりまして、間接的にではありますが私学課や小中学校課さんのほうとも、協力をしながら進めてまいりました。今回、文科省からの通知、消費者教育に関する通知等も私学課の方にも当然いっていまして、具体的に教育庁として取り組んでいければと思っております。また、小中学校課についても、直接管轄は市町村教育委員会であるところでございますが、ライフステージに沿った消費者教育の取り組みを進めていければなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

〇池田会長

ありがとうございます。ご案内のように、これまでも委員からもご指摘がありましたように、ある意味では待ったなしという様な状況にありますので、一層の緊張感をもってこの様な方向での取り組みを充実強化させていただく、或いはいきたいというふうに思っております。それではまた、各委員からのご指摘、まだあろうかと思いますが、全体の限られた時間の中で進めておりますので、取りあえず（１）の議題を終わりにさせていただきまして、次の議題の（２）の方に移らせていただきたいと思います。（２）の方は、大阪府の消費者施策についてでございます。

〇事務局　資料２～資料５－２に基づいて説明

〇池田会長

ありがとうございます。かなりボリュームのある説明をいただきました。主には、資料４－１それから資料５－１も出てまいりましたけれども、ご質問・ご意見、時間が限られておりますので、あまり時間が足りない点についてはお詫びをいたします。いかがでしょうか。

〇中浜委員

関西消費者連合会の中浜です。どうぞよろしくお願いします。沢山の資料の説明どうもありがとうございました。私たちの団体も、暮らしの相談を日夜させていただいておりますけれども、大阪府さんと一緒に消費生活センターさんのご報告のように、ハガキによる被害とか高齢者の相談というのは、依然やはり後を絶ちません。劇場型であり、なりすまし、警察官になってなりすましをしてということで、なかなか啓発を日々させていただいていても高齢者の人は、一人で悩まずに相談してくださいと言っていても、やはりすぐに解決しようとする、そういう傾向がみられてホントに日々の啓発っていうのは大切なことだなと思いました。それと後、資料４－１の啓発事業の消費者への情報提供ということですけれども、この大阪府、大阪市の生活情報誌「くらしすと」というのは、とても良く出来ていると思います。その時々の、悪質商法のそういった手口等々書いていただいておりますので、これを基に八尾市も勉強をさせていただいたり、研修の冊子の一つとさせていただいております。それと後、点字のほうも掲示させていただいて、そういった弱者の方にも目を通してもらえる様なそういうスペースも設けさせていただいております。それと後、情報発信として私達は、海外の方にもわかるようにクーリング・オフ制度とはこういうことなんですよということで、多言語版の英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語といったリーフレットを作成しているんですけれども、大阪府さんはそういった海外の方のクーリングオフとか、そういった消費者相談、もし来られた場合のそういった情報等、どういうふうになされてるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〇事務局

大阪府の場合、外国人の方からの相談があった場合、大阪府外国人情報コーナーという機関がありまして、そこが同時通訳をするという外国人の色んな相談を受け付ける機関なんですけども、そこは同時通訳機能もやってくれる所なんです。正直、うちに実際、外国人の方から直接相談があるということは、数年に1回なんですけども、あればですね、そこをご紹介すると、三者通話みたいなことで同時通訳して相談ができるようになっていまして、そういった形で対応するようにしております。

〇池田会長

ちょっと、今の論点とは少し離れますけども、台風２１号絡みでインバウンドとの絡みで、特に情報提供、外国人等々への関係について話題になっていますので、今後、定住される外国の方への対応とともに、そういったところも少し考えていく必要があるのかなというふうに、今、ご指摘を受けて思った次第です。かなり時間がおしていますが、ご意見等あれば。

〇千葉委員

今日の議題が消費者教育の問題ですので、それに関連してちょっと申し上げたいと思います。３０年度のこの事業計画、資料５－１と５－２にあるわけですが、５－１の下のほうに学習指導要領の改定の状況が書いてありまして、一番下の方ですね、小学校、中学校、高校という形で指導要領が出てきているということになります。これに沿った形で基本的に啓発ではなくて教育だと思いますね、基本的に大事なことは。先程も啓発と教育を分けて書いてらっしゃったと思うんですけれども、啓発のほうは何ていいますかね、今こんな問題が出てますよと、これに注意しないと危ないですよという話なんですが、教育のほうは学習指導要領に合わせてですね、何故、消費者主権が大事かとかですね、消費者の権利がどういう権利かとかですね、契約とは一体どういうことかとかですね、救済を何故しなければならないかということを教えるという話になります。そのためには、検証しなければいけないということで、この５－１の裏面に、指導者向け担い手人材育成ということが書いてあるわけですが、これを拝見しますと、まず消費生活センターのほうが、高校生のところで消費者教育の推進のために教育庁と連携するということで、教員研修ということが書いてあります。そして、教育庁のほうは中学校と高校のところで家庭科と書いてあるんですが、先程の指導要領のところを見ていただいたら分かると思うんですが、大事なのは家庭科と公民と両方が必要なんですが、公民についての研修ということについて、まるっきり抜けているという問題があります。公民の先生は、文学部の人が多くて、法学系の先生が教員になっていないという問題がありまして、実はかなり研修をしないと学習指導要領に対応できないという問題があります。従って、ここのところをどう対処するのかということを考えていかなくてはいけないということになってまして、ここはまず抜けているという話になります。それから大事なことは、人材の育成のために今、非常に重要なのは、教員免許が10年ごとの更新制度になっておりまして、この更新する10年ごとのところでですね、必要な研修を必修科目に入れていくという話になっておりまして、それとの関係でですね、消費生活センターで行うこの研修というものの位置付け、これをはっきりしていかないと一般的に教員向けにこういう研修を開いていますというだけでは、実は、研修を受けて下さる方が少ないということが、全国的にそういう話になっておりまして、研修の位置付けも教育庁のほうとよくご相談いただいて、どの段階でどういう研修を入れていくのかということを、実践的にですね、年度ごとにプログラムの中に入れていただく必要があるだろうと思います。以上です。

〇池田会長

今、ご意見をいただきましたが、先程挙手いただいた岡本委員なにかございますか。

〇岡本委員

２点教えていただきたいんですけども、まず「くらしすと」です。今まで、年４回発行だったんですけど、これ２回になりました。その理由とですね、それから中高生向けに色んなパンフレットを配布をしているということでしたけれども、以前にも何処かでお願いをしたかと思いますけど、パンフレットだけ配布するだけでは読まないで、それこそ、何処かにいってしまった、廃品回収にポイという形にもなると思うんですね。せっかく内容の濃いパンフレットを作られたんだから、まだもう一押し、高校生、中学生への消費者教育というものをしていただけたらなと思っています。以上です。

〇事務局

「くらしすと」の件について、お答えします。これは、「くらしすと」の発行自体は大阪府と大阪市の連携事業という形で、掛かる経費について大阪市さんの方からも負担金をいただいて年４回という形でやっておったんですけれども、先程ちょっと予算のところで、消費者庁からの交付金の額がかなり落ちたという話をさせていただいたんですが、大阪市さんの方が、そちらのほうの経費の負担が難しくなったということで、昨年度の年度末近くに突然お話をしてこられまして、そこで色々と、やはり「くらしすと」を継続してやっていきたいという気持ちは一緒でしたので、経費の関係で年４回やっていたのを年２回にするという形で対応させていただきました。後、パンフレットの配布の件ですけども、確かにポイと捨てられたらもう終わりにはなるんですけれども、それが色んなところで活用していただける様に、作るだけではなくて活用の機会をしっかりと私達のほうも、これからやっていきたいと思います。ありがとうございます。

〇池田会長

まだまだご質問いただきたいところですが、部屋を借り上げている予定の時間がかなり差し迫っております。まだ、済まさなければいけない議題がございますので、ひとまずこの議題の（２）につきましては、この程度で終えさせていただきます。最後になりますが、（３）のその他について事務局から何かございますでしょうか。

〇事務局

先程、大森委員のほうからちょっとご指摘がありましたが、消費者基本計画の改定のことにつきまして、簡単に説明をさせていただきます。申し訳ございません、資料は特にございませんので口頭でさせていただきます。大阪府消費者基本計画は、大阪府消費者保護条例の基本理念である消費者の権利の確立及びその自立の支援の下、安全・安心な消費生活の確保を目指し、今後の府の消費者施策の方向性を示すと共に基本的な施策を整理し、庁内はもとより関係機関と連携しまして施策の計画的推進を図ることを趣旨としております。今の計画なんですが、２０１５・平成２７年度から２０１９・平成３１年度までの５年間となっておりまして、来年度で計画期間が終了いたします。このため、次の基本計画につきましては、２０２０年の３月末には策定を完了して、４月からスタートさせるというタイムスケジュールになります。次期基本計画の策定につきましては、事務局におきまして、今年の１２月末頃をめどに計画骨子素案を作成しまして、来年３月頃に開催を予定しております第２回の消費者保護審議会におきまして、計画策定に関して諮問をさせていただきたいと考えております。来年度に入りまして、委員の皆様の任期が終了する前の８月末頃に審議会から答申をいただきまして、その後、パブリックコメントの実施を経て、年度末には次期基本計画を策定・公表したいと考えております。次期基本計画を策定するための、具体の手法や詳細なスケジュール等につきましては、次回の審議会において、ご議論いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

〇池田会長

ありがとうございます。ほぼ時間が来ております。できたらこれで終わりたいのですが、どうしてもここは聞いておきたいという委員の方がおられましたらどうぞ。すみません、本当に限られた時間の中で、大変貴重なご意見等を賜りました。改めて厚く御礼申し上げたいと思います。それでは、本日の議事はこれにて終了させていただきまして、事務局のほうにお返しさせていただきます。

〇事務局

本日は、色々と貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。私共も出来る限り色々と課題もあるんですけれども、改善の余地はあるかと思いますので、出来ることを進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして色々と議論いただきましてありがとうございました。